

第 1 号議案 京都府資源管理方針の変更について
(諮問)

【理 由】

漁業法第 14 条第 1 項の規定により定められた「京都府資源管理方針」について、同条第 9 項の規定により変更することについて、同条第 10 項で準用される同条第 4 項の規定により京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 - 1	京都府知事からの諮問文 (写)
〃 1 - 2	京都府資源管理方針案
〃 1 - 3	新旧対照表
参 考 資 料	京都府資源管理方針の変更について

【参 考】 漁業法

(都道府県資源管理方針)

第 14 条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第 125 条第 1 項第 1 号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第 4 項から第 6 項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。



5 水 第 96 号
令和5年3月14日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第9項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

記

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る期間別の管理区分（第Ⅰ及び第Ⅱ期間）を廃止し、周年で管理するものとして別添のとおり変更する。

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する 省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等(日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等（その他海域）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)する。ただし、京都府漁船漁業等(その他海域)により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業、京都府漁船漁業等(日本海)のそれぞれに95%、5%の比率で割当てて。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 (その他海域)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)し、0.5割を京都府漁船漁業等(その他海域)に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等(日本海)に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当てることとする。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

京都府資源管理方針別紙1及び別紙2新旧対照表

現行	変更案	摘要
<p>(別紙1)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 京都府定置漁業 (第I期間)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域 (大中型まき網漁業 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業 (漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>4月1日から同年11月末日まで</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 京都府定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域 (大中型まき網漁業 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業 (漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>周年</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p>	<p>年間を通じて安定した操業が可能となるよう、くろまぐろの来遊に応じて、第I・II期間に区分して漁獲可能量を配分していた。</p> <p>しかし、資源管理の取組の中で確立された漁業者の自主的な漁獲ルールにより、より現実的な漁獲管理が可能となっている。</p> <p>そのため、第I・II期間の区分が不要となり、かつ、上記漁獲ルールの柔軟な運用の支障となっていることに鑑み、第I・II期間の区分を廃止する。</p>

<p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の 翌月の 10 日</p> <p>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表を した日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 京都府定置漁業（第Ⅱ期間）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業</p> <p>ウ 漁獲可能期間 12 月 1 日から翌年 3 月末日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、 漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告 に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の 翌月の 10 日</p> <p>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表を した日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>3 京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅰ期間）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の 翌月の 10 日</p> <p>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表を した日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>(削除)</p>	<p>2 京都府漁船漁業等（日本海）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>
--	---	---

<p>ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海</p> <p>イ 対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐる（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>4月1日から同年11月末日まで</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p>4 京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅱ期間） <u>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>ア 水域 <u>中西部太平洋条約海域のうち日本海</u></p> <p>イ 対象とする漁業 <u>漁船漁業等</u></p>	<p>ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海</p> <p>イ 対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐる（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>周年</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p><u>(削除)</u></p>	
--	--	--

<p>ウ <u>漁獲可能期間</u> <u>12月1日から翌年3月末日まで</u> (2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u> ア <u>当該管理年度中（イの場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</u> イ <u>知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</u> <u>陸揚げした日から3日以内</u> 5 <u>京都府漁船漁業等（その他海域）</u> (略)</p>	<p>3 <u>京都府漁船漁業等（その他海域）</u> (略)</p>	<p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業_____、京都府漁船漁業等（日本海_____）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。_____</u></p>
<p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）、京都府漁船漁業等（日本海第Ⅰ期間及び日本海第Ⅱ期間）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。さらに、これら配分量について漁獲可能期間別に、定置漁業では京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に10%、京都</u></p>	<p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業_____、京都府漁船漁業等（日本海_____）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。_____</u></p>	<p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業_____、京都府漁船漁業等（日本海_____）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。_____</u></p>

<p>府定置漁業（第Ⅱ期間）に90%、漁船漁業等では京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅰ期間）に75%、京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅱ期間）に25%となるよう配分する。</p>		
<p>農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。</p>	<p>農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。</p>	
<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	
<p>(別紙2)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府定置漁業（第Ⅰ期間） (1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>(別紙2)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府定置漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>くろまぐろ(小型魚)と同様の理由により、第Ⅰ・Ⅱ期間の区分を廃止する。</p>

<p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>4月1日から同年11月末日まで</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 京都市定置漁業（第Ⅱ期間）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業</p> <p>ウ 漁獲可能期間 <u>12月1日から翌年3月末日まで</u></p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 <u>当該知事管理区分における管理の手法は、</u></p>	<p>ア 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>イ 対象とする漁業 定置漁業</p> <p>ウ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（イの場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から3日以内</p> <p>(削除)</p>	
---	--	--

<p><u>漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>当該管理年度中（イの場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日</u></p> <p>イ <u>知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</u> <u>陸揚げした日から 3 日以内</u></p> <p><u>3</u> <u>京都府漁船漁業等（日本海）</u> <u>(略)</u></p> <p><u>4</u> <u>京都府漁船漁業等（その他海域）</u> <u>(略)</u></p> <p>第 3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、</u> <u>本府に当初配分された漁獲可能量のうち、</u> <u>0.5 割を留保（0.1 トン未満は四捨五入する）</u> <u>し、0.5 割を京都府漁船漁業等（その他海域）</u> <u>に配分する。残りの 9 割について、京都府漁</u> <u>船漁業等（日本海）に配分する混獲管理のた</u> <u>めの漁獲可能量を除き、京都府定置漁業（第</u> <u>I 期間及び第 II 期間）に割当てることとし、</u> <u>漁獲可能期間別に、京都府定置漁業（第 I 期</u> <u>間）に 80%、京都府定置漁業（第 II 期間）に</u> <u>20%となるよう配分する。</u> <u>農林水産大臣により知事管理区分への配</u></p>	<p><u>2</u> <u>京都府漁船漁業等（日本海）</u> <u>(略)</u></p> <p><u>3</u> <u>京都府漁船漁業等（その他海域）</u> <u>(略)</u></p> <p>第 3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、</u> <u>本府に当初配分された漁獲可能量のうち、</u> <u>0.5 割を留保（0.1 トン未満は四捨五入する）</u> <u>し、0.5 割を京都府漁船漁業等（その他海域）</u> <u>に配分する。残りの 9 割について、京都府漁</u> <u>船漁業等（日本海）に配分する混獲管理のた</u> <u>めの漁獲可能量を除き、京都府定置漁業</u> <u>に割当てることと</u> <u>する。</u> <u>農林水産大臣により知事管理区分への配</u></p>
--	---

	<p>分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	<p>分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>
--	---	---

参考資料

京都府資源管理方針の変更について

【現行】

特定水産資源	資源管理区分
くろまぐろ (小型魚)	定置漁業
	第Ⅰ期間(4月～11月)
	第Ⅱ期間(12月～翌3月)
	漁船漁業等(日本海)
	第Ⅰ期間(4月～11月)
第Ⅱ期間(12月～翌3月)	
くろまぐろ (大型魚)	漁船漁業等(その他海域)
	留保
	定置漁業
くろまぐろ (大型魚)	第Ⅰ期間(4月～11月)
	第Ⅱ期間(12月～翌3月)
	漁船漁業等(日本海)
	漁船漁業等(その他海域)
	留保

【変更案】

特定水産資源	資源管理区分
くろまぐろ (小型魚)	定置漁業
	漁船漁業等(日本海)
	漁船漁業等(その他海域)
くろまぐろ (大型魚)	留保
	定置漁業
	漁船漁業等(日本海)
くろまぐろ (大型魚)	漁船漁業等(その他海域)
	留保

第2号議案 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

【理 由】

京都府知事から、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資 料 2 京都府知事からの諮問文(写)

参 考 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量



5 水 第 97 号
令和5年3月14日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びずるめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	18.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	21.5 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.2 t
	留保	1.2 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 21.7 t	京都府定置漁業	18.5 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	1.9 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	16.6 t
	京都府漁船漁業等(日本海)	1.0 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.8 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.2 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ (大型魚) 24.0 t	京都府定置漁業	21.5 t
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	17.2 t
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	4.3 t
	京都府漁船漁業等(日本海)	0.1 t
	京都府漁船漁業等(その他海域)	1.2 t
	留保	1.2 t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について
(諮問)

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資 料 3 京都府知事からの諮問文(写)
○ばいがいかごなわ漁業



5水事第55号の6
令和5年3月8日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



かごなわ漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、上記漁業のうち、ばいがいかごなわ漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和5年4月3日から令和5年5月2日まで
制限措置：別紙のとおり

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
かごなわ漁業(ばい がいかがなわ漁業)	4隻 (許可期間1年、継続 許可の規定なし)	制限なし	京都府沖合海面(東経 135度02分以東の海域) 京都府沖合海面(東経 135度12分以西の海域)	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者

※ 許可の有効期間は令和5年6月1日から令和6年5月31日までの予定

第 4 号議案 個人情報保護に関する法律施行規程の 制定について

【理 由】

個人情報保護に関する法律(令和 3 年法律第 34 号)の一部改正に伴い、京都府は法の施行に関し必要な事項を定めるため「個人情報保護に関する法律施行条例(令和 4 年京都府条例第 32 号)」を制定しました。

条例の施行に関し、必要な事項について本委員会が規程を制定する必要がありますので、御審議をお願いします。

なお、京都府個人情報条例(平成 8 年京都府条例第 1 号)は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和 4 年京都府条例第 33 号)により、令和 5 年 3 月 31 日に廃止されますので、京都府個人情報保護条例施行規程(平成 8 年海漁調委告示第 1 号)も同日に廃止します。

【添付資料】

- 資料 4-1 個人情報保護に関する法律施行規程(案)
- 〃 4-2 京都府個人情報保護条例施行規程〔旧規程〕と
個人情報保護に関する法律施行規程(案)
〔新規程〕との比較
- 〃 4-3 個人情報保護に関する法律施行条例の概要
- 〃 4-4 個人情報保護に関する法律施行条例(全文)
- 参 考 デジタル社会の形成を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例(抜粋)

個人情報保護に関する法律施行規程(案)

令和5年 月 日

京都海区漁業調整委員会告示第〇号

(開示請求書等の記載事項)

第1条 個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号。以下「条例」という。)第3条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先(法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 代理人によって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

(保有個人情報開示請求書)

第2条 開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書(別記第1号様式)とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第3条 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第5条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(第三者情報開示決定通知書)

第7条 法第86条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第8条 京都海区漁業調整委員会に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第23条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 京都海区漁業調整委員会は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第9条 京都海区漁業調整委員会に対する開示請求に係る保有個人情報についての法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第10条 令第26条第1項に規定する書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第8号様式)とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書(別記第9号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例通知書)

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第15条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第16条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書(別記第15号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(別記第18号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書)

第 19 条 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（別記第 19 号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書の記載事項等）

第 20 条 条例第 5 条第 2 項第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先（法人その他団体にあつては、当該是正の申出の担当者の氏名及び連絡先）
- (2) 代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

2 条例第 5 条第 2 項の申出書は、個人情報取扱是正申出書（別記第 20 号様式）によるものとする。

（個人情報取扱是正申出処理通知書）

第 21 条 条例第 5 条第 4 項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書（別記第 21 号様式）により行うものとする。

（簡易な手続による保有個人情報の提供）

第 22 条 京都海区漁業調整委員会は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、法第 77 条第 2 項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人であること（代理人による求めにあつては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（漏えい等の通知等）

第 23 条 京都海区漁業調整委員会は、法第 68 条第 1 項に規定する事態が生じた場合において、同条第 2 項の規定による通知を行うときは、別記第 22 号様式による説明書を添付してこれを行うものとする。

2 前項の場合において法第 68 条第 2 項の規定による本人への通知が困難なときにおける当該通知に代わるべき同項第 1 号に規定する措置は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前項の説明書を作成し、これをインターネットの利用により公表することその他の適切な措置とする。

附 則

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 京都府個人情報保護条例施行規程（平成 8 年京都海区漁業調整委員会告示第 1 号）は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 ()

連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合は)

〒 ()

代理人の氏名

個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(行政文書等の名称その他保有個人情報の特定できる事項)

- 2 求める開示の実施方法等

(御希望の方法に対応できない場合があります。)

ア 又はイのいずれかに○印を付けてください。

アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所に於ける開示の実施を希望する。

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者

イ 請求者本人確認書類

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限り、また、委任状()を提出してください。

※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限り、また、委任状()を提出してください。

Table with 2 columns: 受付時 (担当課等, 受付場所, 受付年月日, 備考) and 記入欄

京都海区漁業調整委員会事務局 (担当姓名) (内線:) 電話: FAX: e-mail:

第2号様式(第3条関係)

号 年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会 様

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)

- 2 不開示とした部分とその理由(不開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます。
2 この決定については、この決定があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。)

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 備考欄

第3号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の不開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由 (開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)	
備 考	

(敬示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができ、この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

第4号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の不開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 年 月 日
延長の理由	延長期間 (開示決定等期限 年 月 日)
備 考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報開示に係る事案については、個人情報開示の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報 情報の名称等	
移送した日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関) (連絡先) 部局課係名: 担当者名: 所在地: 電話番号:
備 考	

<移送元連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第5号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定を適用することとし、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
保有個人情報について開示決定等をする期限	法第83条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については、年 月 日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
備 考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

保有個人情報開示実施方法等申出書

京都海区漁業調整委員会会長 様 年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長 様

(お名前)

氏名

住所又は居所

〒 ()

連絡先 (上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)

〒 ()

代理人の氏名

個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号: 第 号

日 付: 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
実施の方法	(1) 閲覧 ① 全部 ② 一部 () (2) 写しの交付 ① 全部 ② 一部 ()
実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時
「写しの送付」の希望の有無	有 : 同封する郵便切手等の額 円 ※ 必要の郵便切手を同封して下さい。 無
備考	

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」を変更しない場合は、この書類の提出は不要です。

<本件連絡先>
 京都海区漁業調整委員会事務局
 (担当者名) (内線:)
 電話: _____
 FAX: _____
 e-mail: _____

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



第三者情報開示決定通知書

あなた (貴社) に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することにより決定しましたので、個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日 (1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6ヶ月以内に、京都府を被告として (訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。) 京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>
 京都海区漁業調整委員会事務局
 (担当者名) (内線:)
 電話: _____
 FAX: _____
 e-mail: _____

保有個人情報訂正請求書

京都海区漁業調整委員会 様

年 月 日

(ふりがな)
 氏名 _____
 住所又は居所 _____
 連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合) _____

代理人の氏名 _____
 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、
 下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限る(法第90条第3項)。
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (趣旨: どのような訂正を求めるか) (理由: 訂正請求の趣旨を裏付ける根拠)
訂正請求の趣旨及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	

ア 開示請求者 本人(イを記載) 法定代理人(ウ及びエを記載) 任意代理人(ク及びオを記載)

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他(_____)
 ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください)。
 未成年者(_____ 年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他(_____)
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他(_____)
 ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時	担当職等 _____
記入欄	受付場所 _____
	受付年月日 _____
	備考 _____

番 号
 年 月 日

様
 京都海区漁業調整委員会 様

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日 付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができ、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。))京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都海区漁業調整委員会事務局
 (担当者名) (内線: _____)
 電話: _____
 FAX: _____
 e-mail: _____

第11号様式(第12条関係)

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に
関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決
定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第12号様式(第13条関係)

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に
関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決
定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限) 年 月 日)
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

第14号様式 (第15条関係)

号
番
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したことで通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報 情報の名称等	年 月 日
移送した日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関) (連絡先) 部局関係名: 担当者名:
備考	所在地: 電話番号:

<移送元連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

第13号様式 (第14条関係)

号
番
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 情報の名称等	年 月 日
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	
備考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会 様

(ふりがな)

氏名 住所又は居所 連絡先 (上記以外の連絡先がある場合に記載してください。)

代理人の氏名 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (趣旨) 利用停止請求の趣旨及び理由 開示請求者 (本人/法定代理人/任意代理人) 請求者本人確認書類 (運転免許証/健康保険被保険者証/個人番号カード/在留カード/特別永住者証明書) 請求資格確認書類 (戸籍簿/委任状) 任意代理人委任者 (法定代理人/未成年者/任意代理人) 請求資格確認書類 (戸籍簿/委任状) 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 (法定代理人) 請求資格確認書類 (未成年者) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 (任意代理人) 請求資格確認書類 (委任状)

年 月 日 番 号

様

京都海区漁業調整委員会 様

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日 付で請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等, 利用停止請求の趣旨. (利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます。
2 この決定については、この決定があったことを知った日 (1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として (訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。) 京都地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

京都海区漁業調整委員会事務局 (担当者名) (内線) 電話 FAX e-mail

受付時 担当課等 受付場所 受付年月日 備考

記入欄

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都海区漁業調整委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都海区漁業調整委員会となります。）京都地方裁判所に処分取り消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都海区漁業調整委員会会長



保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
京都海区漁業調整委員会事務局
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都海区漁業調整委員会会長 様

(お名前)

氏名

住所又は居所

〒 ()

〒 ()

〒 ()

〒 ()

代理人の氏名

個人情報の保護に関する法施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の取扱いの是正を申し上げます。

記

是正を求めたい保有個人情報の取扱	(趣旨：どのような是正を求めたいか)
是正申出の趣旨及び理由	(理由：是正申出の趣旨を裏付ける根拠)
ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 (イを記載) <input type="checkbox"/> 法定代理人 (ウ及びエを記載) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (ウ及びオを記載)
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者カード (住所記載のあるもの)
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
	<input type="checkbox"/> その他 ()
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し (複写は不可。請求の前30日以内に作成されたものに限る。) を提出してください。
	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。
	※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類は請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

担当職等	
受付場所	
受付年月日	
備 考	

説明書

個人情報保護の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第68条第2項の規定による通知事項
 (年 月 日 時 分現在)

事項	状況
1 事項の概要	発生日: 発覚日: 発生事案: <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 漏えいのおそれ <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 滅失のおそれ <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 毀損のおそれ 概要: 経緯・経過:
2 1.の漏えい・滅失・毀損が発生し、又は発生したおそれのある保有個人情報の項目	
3 発生の原因	
4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
5 その他参考となる事項	
6 備考	

<本件連絡先>
 京都府漁業調整委員会事務局
 (担当者名) (内線:)
 電話:
 F A X:
 e-mail:

番号
 年月日

様

京都府漁業調整委員会会長



個人情報取扱是正申出処理通知書

年月日付けで申出のあった保有個人情報の是正申出については、個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年京都府条例第32号) 第5条第5項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

是正申出に係る個人情報の取扱い	
是正請求の趣旨	(処理状況)
是正申出に係る処理の状況及び理由	(処理理由)

<本件連絡先>
 京都府漁業調整委員会事務局
 (担当者名) (内線:)
 電話:
 F A X:
 e-mail:

京都府個人情報保護条例施行規程	個人情報の保護に関する法律施行規程（案）
<p>(個人情報取扱事務登録簿)</p> <p>第1条 京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第11条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の概要</p> <p>(2) 個人情報の収集の方法</p> <p>(3) 電子計算機による処理の有無</p> <p>(4) オンライン結合による提供の有無</p> <p>(5) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無</p> <p>2 条例第11条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、別記第1号様式とする。</p> <p>(平29 海漁調委告示1・一部改正)</p> <p>(個人情報開示請求書の記載事項等)</p> <p>第2条 条例第14条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 代理人によって開示請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別</p> <p>(2) 求めようとする開示の方法</p> <p>2 条例第14条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（別記第2号様式）によるものとする。</p> <p>(本人等の証明に必要な書類)</p> <p>第3条 条例第14条第3項（条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第</p>	<p>(開示請求書等の記載事項)</p> <p>第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号。以下「条例」という。）第3条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 連絡先（法人である代理人にあつては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先）</p> <p>(2) 代理人によって開示請求、訂正請求又は利用停止請求等をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別</p> <p>(保有個人情報開示請求書)</p> <p>第2条 開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）とする。</p>

<p>3項、第23条第2項及び第30条第5項において準用する場合を含む。)の実施機関が定めるものは、運転免許証、旅券その他官公署の発行した資格証書等又は京都海漁業調整委員会が本人であることを証明するために適当と認める書類とする。</p> <p>2 条例第14条第4項(条例第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第23条第2項及び第30条第5項において準用する場合を含む。)の実施機関が定めるものは、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)法定代理人による場合 戸籍記載事項証明書等及び当該法定代理人に係る前項の書類</p> <p>(2)任意代理人による場合 本人の印鑑証明書を添付した委任状及び当該任意代理人に係る前項の書類</p> <p>(平16海漁調委告示1・平28海漁調委告示1・一部改正)</p> <p>(個人情報開示決定通知書等)</p> <p>第4条 条例第15条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1)個人情報を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)</p> <p>(2)個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書(別記第4号様式)</p> <p>(3)個人情報を開示しない旨の決定(次号及び第5号の決定を除く。) 個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)</p> <p>(4)条例第13条の2の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報不開示決定通知書(開示請求拒否)(別記第6号様式)</p> <p>(5)条例第28条第1項第2号ア及びイに掲げる場合の決定 個人情報不開示決定通知書(不存在等)(別記第7号様式)</p> <p>2 条例第15条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(別記第8号様式)により行うものとする。</p>	<p>(保有個人情報開示決定通知書等)</p> <p>第3条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。</p> <p>2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。</p> <p>(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)</p> <p>第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記第4号様式)により行うものとする。</p>
---	---

<p>3 条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による通知は、個人情報開示決定等の期限の特例通知書（別記第 9 号様式）により行うものとする。</p> <p>4 条例第 15 条の 3 第 1 項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。 （平 16 海漁調委告示 1・平 18 海漁調委告示 1・平 28 海漁調委告示 1・一部改正）</p> <p>（府及び開示請求者以外のものに対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第 4 条の 2 条例第 15 条の 4 第 1 項に規定する実施機関が定める事項は、意見書の提出期限とする。</p> <p>2 条例第 15 条の 4 第 2 項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書（別記第 10 号の 2 様式）により行うものとする。 （平 28 海漁調委告示 1・追加）</p> <p>（開示の実施等）</p> <p>第 5 条 条例第 16 条第 2 項又は第 3 項の個人情報の開示は、京都海区漁業調整委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。</p> <p>2 京都海区漁業調整委員会は、条例第 16 条第 2 項の個人情報の開示を閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該個人情報の記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあることを認められるときは、当該個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。</p> <p>3 条例第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定により、写しの交付をするときの交付部数は、1 件の開示請求につき 1 部とする。 （平 16 海漁調委告示 1・一部改正）</p>	<p>（保有個人情報開示決定等期限特例通知書）</p> <p>第 5 条 法第 84 条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。 （保有個人情報開示請求事案移送通知書）</p> <p>第 6 条 法第 85 条第 1 項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第 6 号様式）により行うものとする。</p> <p>（第三者情報開示決定通知書）</p> <p>第 7 条 法第 86 条第 3 項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書（別記第 7 号様式）により行うものとする。</p> <p>（開示の実施の方法）</p> <p>第 8 条 京都海区漁業調整委員会に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 23 条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第 3 項に定めるところによる。</p> <p>2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。</p> <p>(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 当該文書又は図画（法第 87 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号アに規定するもの）</p> <p>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの</p> <p>3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 次に掲げる方法</p> <p>ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付（イに掲</p>	
--	---	--

<p>ける方法に該当するものを除く。)</p> <p>イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものとの交付</p> <p>(2) マイクロフィルム当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものとの交付</p> <p>4 京都海区漁業調整委員会は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。</p> <p>5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。</p> <p>(電磁的記録の開示の方法)</p> <p>第9条 京都海区漁業調整委員会に対する開示請求に係る保有個人情報に関する法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付</p> <p>(2) ビデオテープ及びビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるものうち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法</p> <p>ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものとの交付</p> <p>(平16 海漁調委告1・追加)</p> <p>(簡易開示)</p> <p>第7条 京都海区漁業調整委員会は、条例第18条第1項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、次に掲げる事項</p>	<p>ける方法に該当するものを除く。)</p> <p>イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものとの交付</p> <p>(2) マイクロフィルム当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものとの交付</p> <p>4 京都海区漁業調整委員会は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。</p> <p>5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。</p> <p>(電磁的記録の開示の方法)</p> <p>第9条 京都海区漁業調整委員会に対する開示請求に係る保有個人情報に関する法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付</p> <p>(3) その他の電磁的記録 次に掲げるものうち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法</p> <p>ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものとの交付</p>	
---	---	--

<p>を公示するものとする。</p> <p>(1) 開示する個人情報の内容 (2) 開示する個人情報の種類 (3) 開示の方法 (4) 開示する期間 (5) 開示する場所 (平 16 海漁調委告示 1・旧第 6 条繰下)</p> <p>(個人情報訂正請求書の記載事項等)</p> <p>第 8 条 条例第 20 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、代理人によつて訂正請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。</p> <p>2 条例第 20 条第 1 項の請求書は、個人情報訂正請求書 (別記第 11 号様式) によるものとする。 (平 16 海漁調委告示 1・旧第 7 条繰下、平 18 海漁調委告示 1・一部改正)</p> <p>(個人情報訂正決定通知書等)</p> <p>第 9 条 条例第 21 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書 (別記第 12 号様式)</p> <p>(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書 (別記第 13 号様式)</p> <p>(3) 個人情報を訂正しない旨の決定 (及び第 5 号の決定を除く。) 個人情報不訂正決定通知書 (別記第 14 号様式)</p> <p>(4) 条例第 19 条の 2 の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 個人情報不</p>	<p>(保有個人情報開示実施方法等申出書) 第 10 条 令第 26 条第 1 項に規定する書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書 (別記第 8 号様式) とする。</p> <p>(保有個人情報訂正請求書) 第 11 条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書 (別記第 9 号様式) とする。</p> <p>(保有個人情報訂正決定通知書等) 第 12 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書 (別記第 10 号様式) により行うものとする。</p> <p>2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書 (別記第 11 号様式) により行うものとする。</p>	
---	---	--

<p>訂正決定通知書（訂正請求拒否）（別記第15号様式）</p> <p>(5) 条例第28条第1項第2号ア及びビに掲げる場合の決定 個人情報不訂正決定通知書（不存在等）（別記第16号様式）</p> <p>2 条例第21条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書（別記第17号様式）により行うものとする。</p> <p>3 条例第21条の2第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定等の期限の特例通知書（別記第18号様式）により行うものとする。</p> <p>4 条例第21条の3第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第19号様式）により行うものとする。 （平16 海漁調委告示1・旧第8条線下・一部改正、平18 海漁調委告示1・平28 海漁調委告示1・一部改正） （個人情報利用停止請求書の記載事項等）</p> <p>第10条 条例第23条第1項第4号の実施機関が定める事項は、代理人によって利用停止の請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別とする。</p> <p>2 条例第23条第1項の請求書は、個人情報利用停止請求書（別記第20号様式）によるものとする。 （平16 海漁調委告示1・追加、平18 海漁調委告示1・一部改正） （個人情報利用停止決定通知書等）</p> <p>第11条 条例第25条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。</p> <p>(1) 個人情報を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（別記第21号様式）</p> <p>(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書（別記第22号様式）</p>	<p>(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書) 第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第12号様式）により行うものとする。</p> <p>(保有個人情報訂正決定等期限特例通知書) 第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書（別記第13号様式）により行うものとする。</p> <p>(保有個人情報訂正請求事案移送通知書) 第15条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第14号様式）により行うものとする。</p> <p>(保有個人情報利用停止請求書) 第16条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書（別記第15号様式）とする。</p> <p>(保有個人情報利用停止決定通知書等) 第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第16号様式）により行うものとする。</p>	
---	--	--

<p>(3) 個人情報を利用停止しない旨の決定 (次号及び第5号の決定を除く。) 個人情報 (4) 個人情報利用不停止決定通知書 (別記第23号様式) (4) 条例第22条の2の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 個人情報 報利用不停止決定通知書 (利用停止請求拒否) (別記第24号様式) (5) 条例第28条第1項第2号ア及びビに掲げる場合の決定 個人情報利用不 停止決定通知書 (不存在等) (別記第25号様式) 2 条例第25条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期間延長 通知書 (別記第26号様式) により行うものとする。 3 条例第25条の2第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等の 期限の特例通知書 (別記第27号様式) により行うものとする。 (平16海漁調委告示1・追加、平18海漁調委告示1・平28海漁調 委告示1・一部改正) (個人情報取扱是正申出書の記載事項等)</p> <p>第12条 条例第30条第2項第3号の実施機関が定める事項は、代理人によっ て是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任 意代理人の別とする。 2 条例第30条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書 (別記第28号様 式) によるものとする。 (平16海漁調委告示1・旧第9条繰下・一部改正、平18海漁調委 告示1・平28海漁調委告示1・一部改正)</p> <p>(個人情報取扱是正申出処理通知書) 第13条 条例第30条第3項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理 通知書 (別記第29号様式) により行うものとする。 (平16海漁調委告示1・旧第10条繰下・一部改正、平18海漁調委 告示1・平28海漁調委告示1・一部改正)</p>	<p>2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通 知書 (別記第17号様式) により行うものとする。 (保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書) 第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決 定等期間延長通知書 (別記第18号様式) により行うものとする。 (保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書) 第19条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期 限特例通知書 (別記第19号様式) により行うものとする。 (個人情報取扱是正申出書の記載事項等) 第20条 条例第5条第2項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる 事項とする。 (1) 連絡先 (法人その他の団体にあっては、当該是正の申出の担当者の氏名及 び連絡先) (2) 代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法 定代理人又は任意代理人の別 2 条例第5条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書 (別記第20号 様式) によるものとする。 (個人情報取扱是正申出処理通知書) 第21条 条例第5条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処 理通知書 (別記第21号様式) により行うものとする。 (簡易的な手続による保有個人情報の提供) 第22条 京都府海漁業調整委員会は、別に定める保有個人情報については、 本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人</p>		
---	---	--	--

	<p>の保有個人情報を提供することができるよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、法第77条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人であること（代理人による求めにあっては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならぬ。</p> <p>（漏えい等の通知等）</p> <p>第23条 京都海区漁業調整委員会は、法第68条第1項に規定する事態が生じた場合において、同条第2項の規定による通知を行うときは、別記第22号様式による説明書を添付してこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において法第68条第2項の規定による本人への通知が困難なときにおける当該通知に代わるべき同項第1号に規定する措置は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前項の説明書を作成し、これをインターネットの利用により公表することその他の適切な措置とする。</p>
<p>附 則 この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成16年海漁調委告示第1号） この告示は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 （平成17年海漁調委告示第1号） この告示は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 （平成18年海漁調委告示第1号） この告示は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 （平成28年海漁調委告示第1号） この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 （平成29年海漁調委告示第1号）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都府個人情報保護条例施行規程（平成8年海漁調委告示第1号）は、廃止する。</p>

		<p>1 この告示は、平成29年5月30日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際現に閲覧に供されている旧登録簿（この告示による改正前の京都府個人情報保護条例施行規程別記第1号様式による登録簿（京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第11条第1項に規定する登録簿をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）については、当分の間、この告示による改正後の京都府個人情報保護条例施行規程別記第1号様式により作成されたものとみなすことができる。ただし、同項の規定により当該旧登録簿に登録された事項に変更がある場合には、当該変更後に閲覧に供すべき登録簿については、この限りでない。</p> <p>附 則（令和2年海漁調委告示第1号） この告示は、令和2年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年海漁調委告示第1号） この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p>
--	--	---

◇個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第 32 号） の概要

1 制定の理由

個人情報保護に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語のほかに、「実施機関」の用語の意義を定めることとした。（第 1 条関係）
- (2) 京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号）による公文書公開請求において公開される情報の範囲との整合性を図るための非公開情報に係る条例で定める情報について定めることとした。（第 2 条関係）
- (3) 開示請求書等の記載事項及び開示決定等の理由の提示について定めることとした。（第 3 条、第 4 条関係）
- (4) 自己の個人情報が不適正に取り扱われていると認めるときの実施機関に対する是正の申出の手續等について定めることとした。（第 5 条関係）
- (5) 府の実施機関に対する開示請求等に係る費用負担について定めることとした。（第 6 条関係）
- (6) 法に定める行政機関匿名加工情報の利用に係る契約を締結する際の手数料について定めることとした。（第 7 条関係）
- (7) 知事は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、京都府情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとした。（第 8 条関係）
- (8) 知事は、毎年度、法及びこの条例の運用の状況を取りまとめて公表することとした。（第 9 条関係）
- (9) この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めることとした。（第 10 条関係）

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

令和 4 年京都府条例第 32 号 個人情報保護に関する法律施行条例

目 次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 実施機関の義務等 (第 2 条一第 5 条)

第 3 章 府の実施機関における措置 (第 6 条一第 8 条)

第 4 章 雑則 (第 9 条・第 10 条)

附則

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この条例で使用する用語の意義は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)及び個人情報保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。)で使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに京都府公立大学法人をいう。

第 2 章 実施機関の義務等

(不開示情報に係る条例で定める情報)

第 2 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、同項第 3 号(同号に規定する法人等(以下「法人等」という。)(京都府情報公開条例(平成 13 年京都府条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する公社及び同条例第 6 条第 3 号に規定する規則で定める法人その他の団体(以下この条において「公社等」という。))に限る。))に関する情報に係る部分に限る。)に掲げる情報(法第 78 条第 1 項各号(第 3 号にあっては、公社等以外の法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に係る部分に限る。))に該当するものを除く。)とする。

2 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、次に掲げる情報とする。

(1) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、前項の公社の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照ら

して合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(2) 公社等の内部若しくは相互間又は公社等と国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 公社等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(4) 公社等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人若しくは公社等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(開示請求書等の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号及び令第23条各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。2前項の規定は、訂正請求書の法第91条第1項各号に掲げる事項以外の記載事項及び利用停止請求書の法第99条第1項各号に掲げる事項以外の記載事項について準用する。

(理由の提示)

第4条 実施機関は、法第82条各項の規定による通知に係る書面に、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定による開示決定等の理由を示す場合において、その理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を付記しなければならない。

(是正の申出)

第5条 何人も、実施機関が自己の個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正を求める個人情報の取扱い及び是正の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 前項の場合において、是正の申出をする者は、法第77条第2項の規定の例により、是正の申出に係る個人情報の本人であること（代理人による是正の申出にあつては、是正の申出に係る個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、是正の申出があつたときは、遅滞なく、必要な調査を行った上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定による通知を行った是正の申出について、定期的に、当該是正の申出及び実施機関が行った処理の内容を京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、是正の申出の処理について意見を述べることができる。

第3章 府の実施機関における措置

(開示請求等に係る費用負担)

第6条 実施機関（京都府公立大学法人を除く。以下この章において同じ。）に対する開示請求又は開示の実施に係る費用（法第89条第2項に規定する手数料を含む。）は、次項及び令第28条第4項に定めるもののほか、徴収しない。

2 実施機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるときは、その写しの作成に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該作成に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者1万2,600円

3 前2項の手数料（次項において「手数料」という。）は、規則で定める方法により納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

（京都府情報公開・個人情報保護審議会への諮問）

第8条 知事は、実施機関が法第3章第3節の施策を講じる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

第4章 雑則

（運用状況の公表）

第9条 知事は、毎年度、法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）の概要

1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、関係条例の整備等を行うものである。

2 制定の内容

(1) 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）の一部改正

ア 京都府情報公開条例による公文書公開請求において公開される情報の範囲と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）による開示請求において非開示とされる情報の範囲号外第43号令和4年12月23日金曜日3京都府公報との整合性を図る等のため、所要の改正を行うこととした。（第1条（第6条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

(2) 京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号）の一部改正保護法の一部改正に伴い、指定管理者の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「保護条例」という。）に基づく委託に伴う措置の適用の特例を定める規定を削除することとした。（第2条（第5条）関係）

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第7号）の一部改正

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、保護条例に基づく行政機関による個人情報の収集の制限の特例等を定める規定を削除することとした。（第3条（旧第3条～旧第5条）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

(4) 京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）の一部改正

ア 京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の附属機関として位置付けることとした。（第4条（第1条）関係）

イ 審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。（第4条（第2章、第3章）関係）

ウ その他所要の規定整備を行うこととした。

(5) 保護条例の廃止保護法の一部改正に伴い、保護条例を廃止することとした。

(第 5 条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日令和 5 年 4 月 1 日。ただし、(4)のイについては、令和 4 年 12 月 23 日

(2) 経過措置

ア 京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴い、所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項～第 6 項関係)

イ 保護条例の廃止に伴い、所要の経過措置を定めることとした。(附則第 7 項～第 17 項関係)

(3) 住民基本台帳法施行条例(平成 14 年京都府条例第 24 号)等の一部改正(附則第 18 項、第 19 項関係)次に掲げる条例について、所要の規定整備を行うこととした。

ア 住民基本台帳法施行条例

イ 京都府行政不服審査会条例(平成 28 年京都府条例第 13 号)

(4) 罰則に関する経過措置等

ア この条例の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第 20 項関係)

イ その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとした。(附則第 21 項関係)

(抜 粋)

令和4年京都府条例第33号 デジタル社会の形成を図るための関係法律
の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都府情報公開条例の一部改正)

第1条 京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)の一部を次のように改正する。第6条第1号中「個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得る)」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる)に、「個人を特定され得ない」を「特定の個人を識別することはできない」に、「あるもの」を「あるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」に改め、同号に次のように加える。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ウ当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分第6条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（府並びに京都府公立大学法人及び公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体並びに他の地方独立行政法人並びにこれらに類する法人その他の団体で規則で定めるもの（以下「府等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第 6 条第 7 号及び第 8 号を削り、同条第 6 号中「(国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）」を削り、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「事務事業に」を「事務又は事業に」に、「その他事務事業」を「その他当該事務又は事業」に、「又は同種の事務事業」を「事務又は事業」に改め、同号オ中「国又は」を「独立行政法人等、」

に、「企業に」を「企業、地方独立行政法人又は公社若しくは第3号に規定する規則で定める法人その他の団体に」に改め、同号中オをキとし、エをカとし、ウをオとし、同号イ中「国又は地方公共団体」を「府等」に改め、同号中イをエとし、同号ア中「、許認可」を削り、「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号中アをウとし、その前に次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 実施機関（府の機関を除く。）が第11条に規定する公開決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第6条中第5号を第6号とし、同条第4号中「又はその」を「の内部又は」に改め、同条中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 実施機関（府の機関に限る。）が第11条第1項に規定する公開決定等をする場合において、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第7条中「当該非公開情報が」を「非公開情報が」に改める。第14条第2項第1号中「第6条第3号ただし書又は同条第8号ただし書」を「第6条第1号イ又は同条第3号ただし書」に改める。

第18条中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に改める。第19条第2項中「(以下「諮問庁」という。)」を削り、同条第3項を削る。

(京都府の施設の管理等に関する条例の一部改正)

第2条 【 省 略 】

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 【 省 略 】

(京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第4条 【 省 略 】

(京都府個人情報保護条例の廃止)

第5条 京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(京都府情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2～6 【 省 略 】

(京都府個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 7 旧保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧保護条例個人情報」という。）のうち、死亡した個人に関する情報であつて、同号ア中「個人」とあるのを「死亡した個人」と、同号イ中「個人識別符号（次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるもの）」とあるのを「死亡した個人に係る個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号）」と読み替えた場合の同号ア又はイのいずれかに該当するもの（法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。以下「死者情報」という。）については、旧保護条例第5条、第7条、第8条第2項、第9条及び第10条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧保護条例第5条第1項中「個人情報を利用し、又は提供しては」とあるのは、「死者情報（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第号）附則第7項に規定する死者情報をいう。以下同じ。）（通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められる情報に該当する部分に限る。）を利用し、又は提供しては」とする。
- 8 前項の規定は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第号）第1条第2項に規定する実施機関が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第3章第3節の施策を講じる場合その他の場合において、死者情報の保護を同法第2条第1項に規定する個人情報の保護として取り扱う趣旨を含むものと解してはならない。
- 9 次に掲げる者に係る旧保護条例第9条又は第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧保護条例個人情報（死者情報を除く。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧保護条例個人情報取扱の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において実施機関から旧保護条例個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 10 施行日前に旧保護条例第12条、第19条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧保護条例第2条第5号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されている旧保護条例個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧保護条例の規定中「京都府情報公開・個人情報保護審議会」とあり、及び「審議会」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第号）第4条の規定による改正後の京都府情報公開・個人情報保護審議会条例第1条に規定する京都府情報公開・個人情報保護審議会」とする。
- 11 施行日前に旧保護条例第30条第1項の規定による是正の申出がされた場合における当該是正の申出の処理については、なお従前の例による。
- 12 次に掲げる旧保護条例の運用状況の公表については、なお従前の例による。
- (1) 施行日前に旧保護条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為に係る旧保護条例の運用状況
 - (2) 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧保護条例の運用状況
- 13 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保護条例個人情報ファイル（旧保護条例個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保護条例個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第9項第2号に掲げる者

- 14 前項に規定する旧保護条例個人情報ファイルが死者情報を含む情報の集合物に係るものであるときの同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは「実施機関の職員若しくは職員であった者又は附則第7項の規定によりなおその効力を有するとされた旧保護条例第10条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」と、「この条例の施行前において実施機関が保有していた」とあるのは「死亡した」と、「旧保護条例個人情報を」とあるのは「死者情報を」とする。
- 15 附則第13項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において実施機関が保有していた公文書に記録された旧保護条例個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 16 前項に規定する旧保護条例個人情報が死者情報であるときの同項の規定の適用については、同項中「附則第13項各号に掲げる者」とあるのは「実施機関の職員若しくは職員であった者又は附則第7項の規定によりなおその効力を有するとされた旧保護条例第10条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」と、「この条例の施行前において実施機関が保有していた公文書」とあるのは「個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書」と、「旧保護条例個人情報」とあるのは「死者情報」とする。
- 17 附則第13項から前項までの規定は、京都府外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 18 【 省 略 】
(京都府行政不服審査会条例の一部改正)
- 19 【 省 略 】
(罰則に関する経過措置)
- 20 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(規則への委任)
- 21 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、規則で定める。

第 5 号議案 京都府情報公開条例施行規程の一部改正について

【理 由】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)の施行に伴い、京都府は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和 4 年京都府条例第 33 号)」を制定し、そのなかで、『京都府情報公開条例(平成 13 年京都府条例第 1 号)』を一部改正しました。

それに伴い、京都府情報公開条例施行規程(平成 13 年京都府海区漁業調整委員会告示第 1 号)についても一部改正する必要がありますので、御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料 5 - 1 京都府情報公開条例施行規程 (案)
 〃 5 - 2 京都府情報公開条例施行規程の一部改正(案)
 新旧対照表
- 参 考 資料 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(抜粋)

京都府情報公開条例施行規程(案)

平成 13 年 3 月 30 日

京都海区漁業調整委員会告示第 1 号

(公文書公開請求書の記載事項等)

第 1 条 京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。)第 5 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 連絡先(法人その他の団体にあつては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 求めようとする公開の方法

2 条例第 5 条第 1 項に規定する請求書は、公文書公開請求書(別記第 1 号様式)によるものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する場合 公文書公開決定通知書(別記第 2 号様式)
- (2) 公文書の一部を公開する場合 公文書部分公開決定通知書(別記第 3 号様式)

2 条例第 10 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第 6 条各号を理由として公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(別記第 4 号様式)
- (2) 条例第 9 条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書非公開決定通知書(公開請求拒否)(別記第 5 号様式)
- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(不存在等)(別記第 6 号様式)

(公文書公開決定等期間延長通知書)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(別記第 7 号様式)により行うものとする。

(公文書公開決定等の期限の特例通知書)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例通知書(別記第 8 号様式)により行うものとする。

(事案の移送通知書)

第5条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案の移送通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（府及び請求者以外のものに対する意見書提出の機会の付与等）

第6条 条例第14条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求に係る公文書に記録されている府及び請求者以外のものに関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限

2 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開請求に係る公文書に記録されている国、地方公共団体及び請求者以外のものに関する情報の内容
- (2) 意見書の提出期限
- (3) 公開決定をしようとする旨及びその理由

3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書（別記第10号様式）により行うものとする。

4 条例第14条第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（平28海漁調委告示1・一部改正）

（公開の実施等）

第7条 閲覧による公文書の公開は、京都海区漁業調整委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 京都海区漁業調整委員会は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公開の請求に係る公文書1件につき1部とする。

（電磁的記録の公開の方法）

第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 京都海区漁業調整委員会が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 京都海区漁業調整委員会が保有する専用機器に

より再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) **その他の電磁的記録** 次に掲げるもののうち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法

ア **当該電磁的記録を用紙に印刷したものの閲覧又は写しの交付**

イ **当該電磁的記録を京都海区漁業調整委員会が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付**

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年海漁調委告示第1号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海漁調委告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年海漁調委告示第1号）

この告示は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和5年海漁調委告示第 号）

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

京都府情報公開条例施行規程（平成13年海区漁業調整委員会告示第1号）の一部改正（案） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○京都府情報公開条例施行規程 平成13年3月30日 京都海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関 が保有する専用機器により再生したものの聴取又は 複写した物の交付</p> <p>(2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関 が保有する専用機器により再生したものの視聴 又は複写した物の交付</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるものの うち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法</p> <p>ア 用紙に出力した ものの閲覧又は写 しの交付</p>	<p>○京都府情報公開条例施行規程 平成13年3月30日 京都海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とするとする。</p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク 京都海区漁業調整委員会 が保有する専用機器により再生したものの聴取又は 複写した物の交付</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 京都海区漁業調整委員会 が保有する専用機器により再生したものの視聴 又は複写した物の交付</p> <p>(3) <u>その他の電磁的記録</u> 次に掲げるものの うち、京都海区漁業調整委員会が適当と認める方法</p> <p>ア <u>当該電磁的記録を用紙に印刷したものの閲覧又は写</u> <u>しの交付</u></p>

